

八王子市議会会議規則の一部を改正する規則

八王子市議会会議規則（昭和43年八王子市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（欠席の届出） 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 <u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。</u>	（欠席の届出） 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
（欠席の届出） 第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 <u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出しなければならない。</u>	（欠席の届出） 第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。